

中華民国北洋政府期の『法理学者、李焯とその三部作』

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2547357>

出版情報 : 法政研究. 86 (3), pp.125-147, 2019-12-18. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

中華民國北洋政府期の法理学者 李炘とその三部作

西 英 昭

はじめに

一 『法形論』

二 『思達木龔法律學說大綱』

三 『社會法學派』

四 三部作と李炘

はじめに

李^{りきえ}忻は或いは無名に近い存在かも知れないが、中国法制史の基本史料の一つである『民商事習慣調査報告録』（司法行政部・一九三〇）の編者^①であるとして紹介すれば、中国学関係者の耳目を集めるに充分であろう。李忻は中華民国教育部より派遣されて明治大學において商法を専攻、一九一九年に卒業し、帰国後修訂法律館調査員、同纂修を歴任する中で『民商事習慣調査報告録』に繋がる調査報告の整理・編輯に携わったものの、その作業中一九二六年に死去したようであり、二〇歳代での留学だとすれば不惑を迎えずに早世した可能性もあるが、かの『民商事習慣調査報告録』の編者ともなれば、近代中国法制史を語る上で鍵となる人物の一人としてよいであろう。

李忻に対する本格的な人物研究が開始されたのは最近のことであり、近代中国における法哲学史を扱った李平龙『中国近代法理学史研究』（法律出版社・二〇一五）が社会法学派を紹介した人物として李忻に言及しているが、より詳細に李忻個人に焦点を絞った赖伟「李忻与社会法学在中国的发展」（乐山师范学院学报三〇一三・二〇一五）がその嚆矢となるものと見てよいであろう。その研究は後に赖伟「引介、诠释与运用——社会法学在中国的成长（1898—1937）」（中国社会科学出版社・二〇一九）にまとめられ、江湖に広まりつつある。本稿ではこうした民国初期の法理学者^②としての李忻の姿に光を当て、その三部作——『法形論』・『思達木蘖法律學說大綱』・『社會法學派』を取り上げてその内容を概観することとしたい。

なお李忻は商法を専攻したこともあってか、帰国後に膨大な数の商法関連の論考^④を発表し、票據法（手形小切手法）の習慣調査も行っている。そうした商法学者としての李忻の姿に光を当てる林伟明『民国初期商法本土化——以票據法为视角』（社会科学文献出版社・二〇一八）等の研究も発表されているが、紙幅の関係から商法関連の業績については割愛させて頂くことを諒とされたい。

一 『法形論』

李圻三部作のうち第一冊目となるのが李圻『法形論』（李圻（發行）／公愼書局（發賣）・一九二二・五・三〇^⑤）である。同書はもと李圻「今後法形（RECHTSFORMEN）之變遷」（學林一四／五・一九二二・二・二五）として雑誌上に公表した論文に修正を加えて一冊としたものである。

書籍化に当たり冒頭に「著者餘墨」とした短文、「正義神」の写真、王寵惠による民國十一年五月十九日の日付を有する序が加えられている。論文本体での前書きに当たる部分は「弁言」として収録されているが、五か条程の追記が行われ、最後に「中華民國十一年五月二十日自識於修訂法律館調查員室」と結ばれている。それ以外の本文は誤字脱字を修正した程度のもとなっている。全体の構成は「第一章 總説」・「第二章 習慣法」・「第三章 判例法」・「第四章 成文法」・「第五章 法典」・「第六章 餘論」となっている。

まず気がつくのは題名がかなり簡略化されていることである。「今後法形（RECHTSFORMEN）之變遷」から単に『法形論』となっているのは（一）応書籍の表紙には「THEORIE DER RECHTSFORMEN」とあるもの（二）かなり抽象化され、漠然としたものになっているとすることが出来る。

問題なのは論文の際に既に登場している注意書き、即ち「法形之内容、係就小穂積老穂積二氏之作、斷章取句、編譯成篇、雖不免畫蛇添足之譏、然亦冀無囹圄吞棗之誚、人或笑爲盜竊成篇、我方以爲述而不作、毀譽是非、一任閱者之自由批評可也。」（弁言一頁）である。ここで言及されている「小穂積老穂積」とは穂積重遠・穂積陳重親子であるが、問題は『法形論』がその重遠・陳重の作品を「斷章取句、編譯成篇」したものとし、自ら「人或笑爲盜竊成篇」と剽窃の謗りを免れないであろうことを自ら認めていることである。

内容を見てゆくと、『法形論』第一～四章が穂積重遠『法理學大綱』（岩波書店・一九一七・八・五）の「第十一章

法律ノ形式」部分を適宜抄訳したものであり、『法形論』第五章が穂積陳重『法典論』（哲學書院・一八九〇。三三三）の「第一編 緒論 第四章 非法典編纂論」から「第二編 法典編纂の目的」・「第三編 法典の牀裁」までを抄訳したものであることが分かる。穂積陳重『法典論』については既に清朝末期に張一鵬⁶による中国語訳が発表されているが、この訳文と酷似した文章が『法形論』に登場するため、或いはこの張一鵬訳も適宜参照しつつ抄訳したのかも知れない。

李忻本人は「述而不作⁹」としているが、『法理學大綱』を訳述した部分はどこまでが原書の翻訳でどこからが訳者の主張なのか明示されずに渾然一体となってしまうっており、さらには原書にはない傍点を附して強調した箇所もあり、厳密に「述而不作」の域に止まったものとは評し難い。ただこのことは、逆にいえば原典と逐一照合することによって訳者の主張を分離・確定することが可能になるということでもある。他方、『法典論』を訳述した部分は『法典論』全体を訳出したものではなく、その基幹となる説明のみを訳出し、穂積陳重が各国の具体例に説き及んだ部分は全て削除されている。また原書において附されていた傍点による強調も全て削除されている。

『法形論』全体を通じて李忻自身の主張が展開されたと見られるのは終盤、「第五章 法典」の「第五款 法典體裁之批評」部分、及び「第六章 餘論」である。特に第六章では当時の中華民国を取り巻く状況を意識したともとれる発言が、傍点による強調を伴って登場している。例えば「…立法機關決議元首公布之成文法、學者或以此爲形式上之法律、然此之所謂形式上之法律、非所謂以法形者也、不可不察！蓋法形之用語、指舉凡法律構成之形象而言、非純狹義的形式法律、狹義的形式法律、即立法機關決議元首公布之成文法、其在法律全體之位置、猶九牛之一毛耳。世或誤法律一語、而謂無國會之國家、無正確之法律者、實不知『法形』之說也。」（四四〇―四五頁、時折傍点が欠けている部分があるが原文ママ）とされた中の「而謂無國會之國家、無正確之法律者、實不知『法形』之說也。」という部分は、あってなきが如き北洋政府の国会による立法を揶揄する風潮、またそのみを以て中華民国法の全てとして片付けてしまう立場への反駁とも解釈出来ようか。

当時北洋政府期では遅々として進まないながらも法典編纂への努力は重ねられていた。『法形論』の原型となった論文が発表された一九二二年二月二五日は前年一月月に始まったワシントン会議を受けて不平等条約改正の機運が高まりつつも難航した時期であり、『法形論』が上梓される直前には奉直戦争が勃発、日本人法律顧問も帰国してしまいうような状況であった。¹⁰ 修訂法律館調査員の任にあつた李焯としては、当時の立法過程について種々考えるところがあつたのであろう。

李焯は成文法については「是故法律之發生進展、常爲習慣法或判例法二種之形式。不過習慣法之存在及其內容、往往有不明瞭不正確之憾；而判例法又被具體事實拘束、不得擴充爲一般法則、每當社會生活爲急激轉變之候、率不能適應其新文化現象。蓋以二者均係就既發現之結果而成立、社會生活漸漸擴大、事體複雜、或因時勢急轉直下、勃然興起、則僅習慣法與判例法爲法律規範、實不足以應社會之需要；而主理論之成文法實富於指導助長之功用……遂致成文法發生進展、而占法律之主要部分焉。……但過重成文法、毫不顧及習慣法判例法、難保不發生流弊。蓋尊重成文法、常着眼於法律之人爲性、而法律之自然性、歸於淡忘、致失法律之根本理念故也。」（二三—二四頁）と『法理學大綱』を翻訳の上傍点を附し、習慣法・判例法が持つ欠点を補い新たな社会に適應しそれを導いてゆくことの出来る成文法（従つてそれは不変ではなく可変である）の長所を指摘しながらも、その過度な重視を戒めている。

さらには『法理學大綱』が「英國ノ立法家「イルバート」(Courtenay Ilbert)ガ法案起草者ノ指針トシテ掲ゲタル準則」十か条（一七七頁）の後に自身による批評を加えて「以上十項、實法案起草者之箴規、若不遵守此箴規、則成文法之流弊、將層見而迭出、學者或以型式不良之法規、譬諸多病之才子、可謂妙喻矣。」（二六頁）と述べ、まるで当時の中華民国の状況を批判するような記述を置いている。

またドイツ法に高い評価を与える当時の風潮に抗つてか、「夫人人之權義、既從契約而定者居多、則詳定契約內客之債權法、不可不冠絶諸法、此德意志式之所以爲近世各國修訂法典採用之而無疑義者也。雖然、至於現代、改造社會之聲

浪・繼・長・增・高・人・人・之・權・義・須・由・社・會・公・定・既・不・依・身・分・而・異・制・又・不・依・私・人・契・約・自・由・處・分・則・將・來・以・公・定・權・義・之・法・規・懸・爲・最・上・之・正・鵠・亦・未・可・知・惜・乎・！・文・化・程・度・低・下・之・國・猶・不・能・暫・從・德・意・志・式・之・論・理・體・以・修・訂・法・典・也・」（四三頁）とすら述べている。これは「第五章 法典」の「第五款 法典體裁之批評」部分の最後に登場する。同款は原著『法典論』の「論理學の法典」のうち一二六―一二九頁を下敷きとしながらも李忻独自の記述となっており、この言明は当然原著『法典論』には存在しないものである。「文化程度低下之國」というのはおそらく當時の中華民国を暗に指しているのであるが、当時最先端とされたドイツ法にすらそのまま従うわけではないとする気概が感じられて興味深い。

終章の結論として李忻は「民國肇造十年於茲、而動亂相繼、無歲無之、至今南北分裂、進退失據、向來當局者或以政治手腕、或用武力對待、以希有所解決、然終無望、今愚於叙述法形之末、甚欲南北諸賢、合組非常法院、就南北爭執之約法問題、爲合理之判案、全國國民、一致遵守、倘有背判者、則認爲非法、聲罪致討、羣起而攻、諸友邦對於吾國望治之殷、不亞吾民、彼時或可助吾國國民、主持公道、雖有悍吏武夫、狡焉思逞、想亦無能爲力矣、此之謂：判例的約法、即以判例法、爲吾國最高之法形、縱令正式憲法告成、將來關於憲法解釋、亦倣美國先例、與最高法院以決定權。」（四八―四九頁）と述べる。穂積陳重・重遠の著作の翻訳の水面下で李忻が遂行したのは中華民国に最適な法のあり方の追求であり、結論として当座最良のものとされたのは判例法であった。但しここで述べられているのは約法問題についてであり、実定法全体にわたる方式として判例法を採用すべきとしているわけではないようにも解釈できる。

以上の如く両穂積の原著を隠れ蓑に中華民国の法のあり方に示唆を与えんとした李忻であるが、その論の終盤、第六章冒頭で突如として現れるのが Rudolf Stammler の名である。習慣法、判例法、成文法という三形式を挙げた後、唐突に「凡形式的法律、有必具之條件、其條件維何、即思達木蘖 (Rudolf Stammler, geb. 1856) 之所謂『不可侵的自主的結合意欲』 (Das unverletzbar Selbstherrlich verbindende Wollen) 是也。」(四四頁)と宣言されるのだが、それまでの行論において Stammler に言及した箇所は皆無である。穂積重遠『法理學大綱』は Stammler について相応の頁を割い

て解説を置いている（五四～五八頁）が、その部分は『法形論』では訳出されていない。それにしても何故Stammlerなのか。李圻は『法形論』の原型となった論文「今後法形（RECHTSFORMEN）之變遷」から一か月遅れて立て続けに論文「現代法律之正觀」（學林一六・一九二二・三・二五）を発表しStammlerを紹介しているが、その概要については節を改めることとしよう。

二 『思達木蘗法律學說大綱』

先に見たとおり、中華民國においてあるべき法の姿を探究した『法形論』の最後に突如として登場したのがStammlerであった。そのStammlerについて突っ込んだ紹介を行った論文が李圻「現代法律之正觀」（學林一六・一九二二・三・二五）であり、後にこれを書籍化したものが李圻『思達木蘗法律學說大綱』（朝陽大學出版部（發行）／公慎書局（發賣）・一九二三・七・二〇¹¹）である。目次は論文段階では「人類社會與法律」・「現代之法律觀與思達木蘗（Stammler）」・「思氏之法律概念」・「思氏之法律理念」・「思氏之正法觀」・「無政府主義與現代之法律」・「馬克思社會主義與現代之法律」・「餘論」、書籍段階では「第一章 緒論——人類社會與法律」・「第二章 思達木蘗與現代之法律思想」・「第三章 思達木蘗之法律概念論」・「第四章 思達木蘗之法律理念論」・「第五章 思達木蘗之正法論」・「第六章 思達木蘗與無政府主義說」・「第七章 思達木蘗與馬克思社會主義說」・「第八章 餘論——變法之要諦」とほぼ同一である。

さて何故Stammlerなのかという問題を考える上で鍵となりそうなのがほぼ時を同じくして発表された論文・李圻「法理學之名稱」（法學會雜誌五・一九二二・三・一）である。僅か二頁半の短文である同論文は、その題名の通り「法理學」の名称につき「法律哲學」や「法哲學」との異同・長短¹²について紹介したものであり、その結論も「苟Begin明確、則其特殊之價值、已經成立、不可移易、雖發見相同之用語、不難置辯、若必欲吹毛索癢、何索不得……」（二八頁）と特

段言及すべき点もないものであるが、注目すべきは註釈に挙げられた参考文献であり、李圻の読書情報源の一端をそこに垣間見ることが出来る。

註釈に挙げられた文献は都合五件、即ち栗生武夫「現代法理學ノ三問題(一)」「(法學論叢一〇一・一九一九(一)、穂積重遠『法理學大綱』、恒藤恭「ラスクノ『法律學方法論』ノ解説(一)(二、完)」「(法學論叢二一、三・一九一九(七、九)、「文化學院發行之『文化』創刊號三六頁二月號一九頁三月號二二頁四月號四七頁小註參照」、左右田喜一郎『經濟哲學の諸問題』(佐藤出版部・一九一七(一、二))である。「文化學院」のみ奇妙な表記になっているが、原典を辿るとこれは「法理哲學(ラスク)」「(文化(日本文化學院)一一一〜三・一九二〇(一)〜三)」「法學通論の意義如何」(文化(日本文化學院)一一四・一九二〇(四))の冒頭の頁を指すものであることが判明する。

日本文化學院刊行の『文化』は周知の通り土田杏村の手になる雑誌で、今日法學において言及されることは少ないが、かの江木衷をして「法曹界の一大宝物」と評せしめ、左右田喜一郎からも高く評価されたという。そして何より、土田杏村と恒藤恭は同じく自由大学運動を興し広く活動した友人同士なのであった。¹⁴ 土田、恒藤、左右田といった所謂「新カント派」を日本へ紹介する役割を担った人脈が李圻の論文において顔を揃えているのは大変に興味深い。

さらにこの註釈ではEmil Lask¹⁵を扱った文献が挙げられているが、恒藤恭は論文「ラスクノ『法律學方法論』ノ解説」に続き、Stammlerの法學について広く紹介する論文「スタムラーノ法理學ノ根本的見地(一)(二、完)」「(法學論叢二一五、六・一九一九(一、二))を発表している。これに先立つStammlerを紹介した論文としては美濃部達吉「スタムラー氏ノ法理學說梗概」(法學協會雜誌三一・一九一三)があったが未完のまま途絶している。恒藤に先んじてStammlerを詳細に扱ったものには米田庄太郎¹⁶の長大な論文「批評的法理學ト社會學(一)〜(九)」(京都法學會雜誌八一・二、三、五、七、九、一一、一二、九一、五・一九一三〜一九一四)があり、その梗概は米田庄太郎『輓近社會思想の研究』上(弘文堂書房・一九一九)にもまとめられている。一九二〇年代に入るとシュタムラー(中島愼一譯)

『法律及法律學の本質』（大村書店・一九二二）四の如く作品の邦訳も刊行されるに至っている。李圻は丁度自身の留学期間に展開していた以上のような流れを汲み取り、Stammlerに傾倒していったものと推定されるが、その端緒が何処にあったのかは不明である。

そろそろ『思達木藥法律學說大綱』に立ち戻ることとしたいが、原型となった論文「現代法律之正觀」と同書のテクストを比較すると、末尾に附されていた文章が削除されているのを見ることが出来、そこには「本文第三段思氏之法律概念及第四段思氏之法律理念、非精通論理學哲學、不能洞澈其奧旨。故法理學界所稱難解之思達木藥、亦如經濟學界所稱難解之馬克思、愚就思氏學說倉卒成稿、僅撮其一二要綱、以爲本論之根據、豹之一斑、原不足以盡其意。且最深願之思達木藥學說、而欲以倉卒時間簡單語言使閱者明快更屬難事。苟閱者有所疑念、是愚之責也。尚希諒察。李圻附白。」（二〇～二二頁、句読点筆者）と書かれている。『思達木藥法律學說大綱』は本文僅か三四頁の小冊子であり、難解を以て鳴るStammlerの所論の全容を（中国語とはいえ）その頁数で紹介しかつ他の複数の思潮との関係について説き及ぶのは無謀ともいえず、李圻本人もそれを率直に認めている文章であるが、書籍化の際に削除されている。

また李圻本人がどの程度ドイツ語を解したのかも不明である。『思達木藥法律學說大綱』では註釈は殆ど附されておらず、僅か二頁半の「第三章 思達木藥之法律概念論」の末尾に「本章見思氏著 Wesendes Rechtes und der Rechtswissenschaft（法律及法律學之本質）第三章法之概念」、同じく僅か三頁半の「第四章 思達木藥之法律理念論」の末尾に「本章見思氏著 Theorie der Rechtswissenschaft（法學之理論）及 Die Lehre von dem richtigen Rechtes（正法論）二書」との註が附されるのみである。⁽⁷⁾ しかも第三章の一節は穂積重遠『法理學大綱』のテクストと酷似しており、⁽⁸⁾ 第三章で説かれている内容はStammlerの原書において対応する箇所を見出せない。さらには第三章で挙げられた Wesen des Rechtes und der Rechtswissenschaftは正確には von R. Stammler (et al.), Systematische Rechtswissenschaft, Berlin : Leipzig : B.G. Teubner, 1906 (2. verbesserte Aufl. 1913) の冒頭に収録された論文であり、章立ては「第三章法之概念」

はなへ「C. Der Begriff des Rechtes」である。論文名・章名ともシユタムラー（中島慎一譯）『法律及法律學の本質』（大村書店・一九二二・四）と一致しているのは偶然であろうか。

勿論、李忻本人がドイツ語を読みこなし原書から要約したという可能性を全否定することは不可能であるにせよ、要約に当たり日本語文献が一定の影響を与えたであろうことは推定してよいものと思われる。先の穂積重遠『法理學大綱』に加えて例えば恒藤恭『批判的法律哲學の研究』（内外出版・一九二二）に収録されることとなる諸論考ともかなり断片的ながら共通するテキストが散見される。⁽²¹⁾

さて、李忻の『思達木藥法律學說大綱』執筆の動機は何であったのか。同書末尾において彼は「余之公表此書、是以獨詳於無政府主義及社會主義與現行法律之關係、極力推重批判的社會哲學派主人思達木藥之法律學說、論爲現代法律之正觀也。」（三四頁）と端的に述べている。

無政府主義について李忻は「第六章 思達木藥與無政府主義說」において冒頭三頁程を割いて概説を置き、「以上所述見俄人克魯泡特金著法律與強權（Law and Authority）」とのみ註釈を置いている。言及されている著書はPierre Kropotkin, *Law and authority: an anarchist essay*, London: W. Reeves, 19—と見られるが、僅か二三頁の小冊子で現在どちらかといえば稀覯に属する同書を李忻が手に取れたものか判然としない。ただKropotkinについては先に紹介した『文化』誌上でも「クロポトキンの社會理想の根本的缺陷」（文化一一三・一九二〇・三）等の記事で取り上げられ、また李忻自身東京滞在中にかの森戸事件⁽²²⁾を見聞している可能性があることから、相応に情報は得ていたものと推定される。⁽²³⁾他方でマルクス主義については八頁を割いて概説を行っているが、註釈は全く附されておらず、情報源が何であるか推定不可能である。しかしこの段階で概説とはいえ法学の文献においてマルクス主義が取り扱われたことは記憶されて然るべきであろう。

ただ、李忻の主眼は無政府主義やマルクス主義について積極的な評価を下すことにあつたのではない。彼は「是故

現代以社會哲學爲根底；極力闡發社會生活（Das Sozialen Leben）、以明法律之功用。批判省察、無微不至。法有可變者、隨時隨地、而無不變。法有不可變者、閱時閱地、而恒存不變……夫無政府主義（Anarchisme）者之廢法、社會主義（Socialismus）者之輕法、皆就其現實制度之可變者而言也。」（三三―三四頁）と述べており、あくまで法が可變的なものであることの証左とし、最終的にはSammlerを称揚する對抗馬として取り扱っていることは、先の言明に続けて「彼等非専攻法學者、不知法之底蘊、尙有不變之眞理……」（三四頁）と述べていることにも表れている。

三 『社會法學派』

さて、三部作の最後は李圻『社會法學派』（朝陽大學出版部（發行）／公愼書局（發賣）・一九二五・四・二〇²⁴）である。刊行こそ一九二五年と少し遅れるが、原型となる論文は李圻「社會法學派」（法政學報三一・一九二二）として既に発表されていたものようであり、前二作とほぼ時を同じくして発表された内容と見てよいものと思われる。目次は「自序」・「第一章 緒説―法學研究方法之種類與分派」・「第二章 社會法學派之沿革」・「第三章 社會法學派之趣旨及其具體研究方法」・「第四章 穗積重遠氏對於社會法學派之批評及其主張」・「第五章 志田博士與社會法學派」・「第六章 牧野英一與社會法學派」・「第七章 結論―社會法學派與思達木藥教授」・「附録―社會法學派之著述」となっている。

テクストを詳しく見てゆくと、所々手が増えられてはいるものの、どうしたことか第二・三・四章の大半が穗積重遠『法理學大綱』「第七章 社會學派」の原文からのほぼそのままの翻訳となっていることが判明する。附録部分については「僅就穗積氏法理學大綱所學者」と『法理學大綱』からの引用であることが示されているが、第二・三・四章については先に見た『法形論』において「係就小穗積老穗積二氏之作、斷章取句、編譯成篇」とされたような断り書きはない。無断翻訳の可能性も否定出来ず、啞然とせざるを得ない。先行研究は何れもこの事実を見破ることが出来ておらず、同

説論
箇所を李忻本人による分析として扱っているが、正しくは李忻が穂積重遠の分析を（或いは著者に無断で？）翻訳して紹介したもの、ということになる。

穂積重遠『法理學大綱』第七章はAuguste Comteから説き起し、実証学的法律学としてGumpłowicz、生物学的法律学としてHerbert Spencer&Ernst Haeckel、心理学的法律学としてOtto von Guericke、Lester Frank Ward、Gabriel Tardeの各説の長短につき概観、それらが総合的統一の傾向を表し始めたことに言及し、社会法学（Rechtssoziologie）の成立に説き及び、一九〇〇年代初頭の代表的な著作を一覧で示している。その後社会学的研究方法につき主としてRoscoe Poundの整理するところに沿って紹介、批判を加え、最後には自由法説を紹介して章を閉じている。

李忻はこの部分を翻訳しながら適宜手を加えている。例えば自由法論を論じた箇所「穂積氏雖爲自由法説贊成之一員、（参照其所著之民法總論六二・六三頁）然走於極端、亦所不許。」（一八頁）と書き加えている。確かに穂積重遠『民法總論』上卷（有斐閣・一九二二）には「∴法律の缺陷に當つて裁判官の法律補充能力を認める程度に於ては、私も亦自由法論者である。」（六二〜六三頁）とあり、論文発表の前年に出版された教科書に早くも反応していることが見て取れる。

他方で穂積重遠『法理學大綱』が「即ち余輩ハ「スイス」民法第一條ノ規定ヲ以テ斯問題ノ最モ適當ナル解決ナリトシ、明文ノ規定ナクトモ裁判官ハ此程度ノ法律補充能力ヲ有スルモノナリト信ズ。」（九七頁）とした後に「明治八年太政官布告第一〇三號裁判事務心得第三條参照」とした割注は、中国人には分かりづらいと判断されたため削除されているようである。²⁶ その上で李忻は「忻按瑞士民法第一條之規定、在德國柏林大學教授思達木蘘著法律及法律學之本質一書第六章第二節法之運用中、曾推獎之。穂積氏之主張、或由此處得來。」（一九頁）と憶測しているが、穂積重遠の父・陳重がその裁判事務心得につき「此規定は實に近世立法の傑作とも稱すべきものにして、法制進化の極致を體現し、半世紀の後、世界の稱讚を博したる「ス、ウ、イ、ス」民法第一條に先鞭を著けたもの、と云ふことが出来る。」²⁷としていたことま

では知る由もなかったのであろう。

さて、『社會法學派』は続けて志田鉦太郎⁽²⁸⁾を取り上げる。清朝末期の近代的法典編纂に際し法律顧問を務めた志田は中国人の間で著名であったであろうし、李圻が商法を専攻して留学した明治大学において当時商法の教鞭を取っていた一人でもある⁽²⁹⁾。李圻は志田の「社会連帯」の主張を捕まえ、また森口繁治『近世民主政治論』（内外出版・一九二〇）が志田の社会連帯論を引いていることから「社會法學派」と認定しているようである⁽³⁰⁾。中国人留学生として李圻と志田の間に一定の交流があったとしても不思議ではないが、李圻が後に専門的に関わることになった手形小切手法を當時明治大學において講じていたのは水口吉藏⁽³¹⁾であったようである。

今一人、「日本社會法學派之健將」として取り上げられるのが牧野英一⁽³²⁾である。彼の刑法上の「事實主義」の立場及びそれへの法律の社会化の影響が説かれ、牧野の作品として『刑法と社會思潮』（有斐閣書房・一九一六）、黒田誠「著」・牧野英一「著」『行爲の違法、不作爲の違法性』（有斐閣・一九一六）、『刑事學の新思潮と新刑法』（警眼社・一九〇九、一九一一（増訂第二版）、一九一五（第三版）、一九一九（増訂第四版））、『罪刑法定主義と犯罪徵表説』（有斐閣・一九一八）が紹介されている。民法と刑法との関連についても言及された後に李圻は牧野の説を要約して「以公共秩序、善良風俗、爲一切法律之基本、即現代法律新理想之標的、雖謂爲法律之道德化、亦無不可。」（二八頁）とまとめる。最後には彼と自由法論との関係が説かれ、牧野もまた根本的には志田や穂積重遠と通じるものがあるとされている。そして辿り着く結論においてもやはりStammlerが称揚される。あまつさへ最後には穂積重遠を引き合いに出し、「然其説（＝重遠の説）法律之定義曰：「法律者、社會生活之規範、而依社會力—公權力所強行者也。」⁽³³⁾蓋不外由思氏之法理概念中、所謂「不可侵的自主的結合意志」：「脱骨換胎而出者也、適足以見思氏學派之價值耳！」（三二頁）と何の論証もなく断じ、穂積重遠『法理學大綱』所掲の関連文献一覧が転用されて所論が閉じられる。穂積重遠の著作を換骨奪胎しておくしながらStammlerを換骨奪胎したのが穂積重遠の説であるとまでいい切る李圻をどう評したものか困惑せざ

るを得ないが、逆に何故(一)まで李焯はStammlerに惹かれたのか、大変に気になる問題がそこに存在している。

四 三部作と李焯

以上、三部作を概観してきたが、大変特徴的なのは作者・李焯の穂積重遠への傾倒と、最後にはその穂積重遠を踏み台にしてまでも賞賛を惜しまなかったStammlerへの執着である。

まず穂積重遠との関係から見えてゆくことにする。まず解せないのは、何故「人或笑爲盜竊成篇」とまで注記して『法形論』を「執筆」(というよりも穂積重遠『法理學大綱』を「翻訳」)し、『社會法學派』に至ってはそうした断り書きすらせずに「翻訳」したのか、という問題である。或いは正式な翻訳の打診を行ったが断られたので已むなく、ということなのであろうか。李焯が専攻した商法を当時明治大學において講じていたのは中国人留学生とも深い関わりを持った志田鉦太郎であり、志田を通じて穂積重遠と直接の接触を図ることも出来たのかも知れないが、管見の限り翻訳交渉の存在を直接裏打ちする史料は見出せない。最終的に『法理學大綱』が全訳されるのは穂積重遠原著・李鶴鳴譯述『法理學大綱』(商務印書館・一九二八)が初のものであり、李鶴鳴とはかの李達⁽³⁵⁾の筆名である。中国にマルクス主義を浸透させる嚆矢ともなった李達が逆に何故この時点で『法理學大綱』を全中国語訳せねばならなかったのかという別の問題が生起するのは暫く措くとして、それよりも早く『法理學大綱』の内容が「紹介」されていることは注目すべきことである。

また、何故にそこまで穂積重遠『法理學大綱』に惹かれたのかという問題もある。李焯が明治大學に在学したと思しき大正六〜七年に同大学の『法學通論』の法科特別講義録を担当していたのは山田三良⁽³⁶⁾であり、所属大学も異なることから潜り込みでもない限り穂積重遠の講義を直接聴講したという可能性は低いと推定される。ただ既に東京帝國大學

教授として令名を馳せていた穂積重遠、その著『法理學大綱』は『社會法學派』が刊行された一九二五年には既に第二版（一九二五年七月）を重ねる程であったことから、斯界の名著として李忻が自然と手に取ったとしても全く不思議ではなく、逆に穂積重遠の帰国後程なくして刊行された最新の教科書である『法理學大綱』への反応の速さに驚かされる程である。

李忻が穂積重遠『法理學大綱』に惹き付けられたのはやはり「この本が外国の法社会学をはじめ組織的に紹介したものであったということである。彼〔重遠〕は法理学の分派として、分析派、哲学派、歴史派、比較法学派とならぶものとして社会学派を登場させ、これを高く評価した。」⁽³⁷⁾とされる点にあったのではなからうか。社会というものを強烈に意識した穂積重遠の研究のあり方は、中華民國の現状を前にした李忻にとって干天の慈雨、我が意を得たものと映ったのであろう。

ただそれにしても奇怪なのはStammlerへの異常なまでの執着である。穂積重遠『法理學大綱』も勿論Stammlerを取り上げてはいるが、そこまで手放しに賞賛しているわけではない。むしろ日本においてStammlerを詳細に紹介したのは先に見た米田庄太郎や恒藤恭らであり、李忻はこれまた何らかの形でこの流れに接触したものであろう。土田杏村の雑誌『文化』を読んでいる点についても、いずれから情報を得たものか不分明であり、さしあたり当時の世情を掴んだものとしておくより他ない。

これについて当座李忻の意向を推定しておくならば以下の如くになるうか。即ち李忻は『法形論』において穂積重遠の記述に倣い習慣法、判例法、成文法の長短について紹介し、急速かつ複雑に変化する社会の需要に柔軟かつ可変的に応じることが出来る成文法の長所を認識しつつ、民国の現状からは判例法を最高の法形としていた。それらいずれの法形を取るにせよ擅断的な法の定立が行われたのでは無意味であり、そこには何らかの基準・指標が必要となるわけであるが、李忻にとってその基準・指標として最適なもの映ったのがStammlerの理論だったのではないだろうか。社会

を構成する個々人の『不可侵的自主的結合意欲』を法の中核に据えるStammlerの理論は、中華民國の実社会と不即不離、かつ不斷に変化しつつも一つ確固たる基準に貫かれた法のあり方を求めた李忻にとって最も相応しい範型に見えたものと推定される。

本来であれば李忻自身によってさらに詳細なStammlerの紹介乃至Stammlerの理論に則った研究が発表されて然るべきであったかも知れないが、李忻の早世によりそれは阻まれてしまった。しかし近代中国法制史を見渡すとき、Stammlerが別のところで取り上げられているのを見ることが出来る。Stammlerに直接師事し得た呉經熊⁽³⁸⁾の存在である。

では李忻に代わり呉經熊によってStammlerの理論が詳述されるに至ったのかというと、結論からいってそれは実現しなかった。呉經熊は周知の通り後には主として英米法系に惹かれてそちらを中軸として活躍するに至り、Stammlerについて言及し続けるようなことはなかった。難解を以て鳴るStammlerの論をその後中華民國において詳細に紹介する学者が現れなかったことは、日本において米田庄太郎、恒藤恭、土田杏村等が陸統と膨大な頁数の論考を発表してこれを紹介したのとは対照的である。中華民國においてStammlerの作品の全訳が出るのはどうも司丹木拉著・張季忻譯⁽³⁹⁾『現代法學之根本趨勢』（商務印書館・一九三七）⁽⁴⁰⁾を待たなくてはならないようである。訳者張季忻は呉經熊が学長を務めた東呉大學の出身であり、或いはその線から翻訳の依頼があったものかも知れない。

そして、穂積重遠及びStammlerに傾倒した李忻がもう少し長生きしていたとすれば、習慣調査との関係でこれら、法理学の学習成果はどのように生かされ或いは生かさなかったか、これまた大変興味深い問題である。もしそうであれば『民商事習慣調査報告録』も或いは現在見る姿とは異なった形で刊行されていたかも知れず、また李忻自身、慣習について何らかの研究を発表し得たかも知れない。辛うじて票據に関する習慣調査についてこれを伺うことは可能かも知れないが、しかし全ては禁断の「もしも…」である。

李忻は自身の留学時期に最新のものとして流布していた穂積重遠とStammlerを中華民國へと持ち帰ったわけである

が、持ち帰るべき内容はそれでよかったのか、また自身の早世という条件はあったにせよ、その内容が充分な定着をいかなかったということなどをどのように評価すべきか、しかしながら他方で中国がマルクス主義へと傾倒してゆく前に、それは異なる思想の流布を試みた一中国人が存在したということの意義をどう捉えるか、これら興味深い課題については既に与えられた紙幅を越えたので、挙げて別の機会を期せざるを得ない。

(1) 拙著「近代中華民国法制の構築」(九州大学出版会・二〇一八)九九頁註八五参照。

(2) 履歴については李圻「社會法學派」(朝陽大學出版部(發行)／公愼書局(發賣)・一九二五、四、二〇)末尾の民商法雜誌籌備處の広告欄に「李君係由教育部選派留學東瀛、專習商法、苦心孤詣、約計四載、對於斯道、頗具心得、歸國後、歷任國立北京法政大學及朝陽大學商法教授、司法部民事司辦事、修訂法律館調查員及纂修、諸職務又已四年矣。」(句読点筆者)とある。そのうち明治大学の卒業年次については「各科卒業生」(明治大學學報三四・一九一九)二頁にその名が見え、また明治大學校友會「明治大學校友會會員名簿」(大正一三年七月)(明治大學校友會・一九二四)に「李圻 中華 8法 中華民國湖北省宮城縣」(一三九頁、8は大正八年の意)とある。「社會法學派」の序文に「中華民國九年十月二日著者於北京市千駄ヶ谷東山寄廬」とあることから卒業後暫くは日本にいたようであり、賴偉「李圻与社會法學在中國的發展」(樂山師範學院學報三〇一三・二〇一五)は上記「社會法學派」巻末の広告欄に「留學東瀛專習商法苦心孤詣約計四載」とあることから日本留學を一九一七—一九二一年と推定している。修訂法律館調査員への就任については李圻「法形論」(李圻(發行)／公愼書局(發賣)・一九二二、五、三〇)に「修訂法律館調査員」との肩書きが記されているのとも符合する。なお修訂法律館纂修へは一九二三年一月二日就任、一九二五年一月二日に免職となっている(それぞれ政府公報二七八九、三一六七参照)。また一九二六年に死去したことについては Jean Escarra. *La codification du droit de la famille et du droit des successions*. Shanghai: Imprimerie de l'orphelinat de T'ou-se-wei, Zi-ka-wei, 1931. 「En 1925, le Gouvernement chargea M. Li King-tsiouen 李景岷, de rédiger un rapport général sur le droit coutumier. Ce travail était prêt dès l'année suivante, mais la mort subite de M. Li empêcha la mise au point définitive et la publication de ce rapport.」(三三頁)とある。「民商事習慣調査報告録」に繋がる「各省區民商事習慣調査報告文件清冊」(司法公報三三三・一九二七、二)では凡例末尾に「中華民國十五年四月二十九日兼任整理民商事習慣調査報告事宜李圻謹識於民商事習慣編纂室」とあるのに対し、続く「民商事習慣調査録(第二期)」(司法公報三四二・一九二七、一)の凡例末尾には「中華民國十六年 月 日 承辦員李圻謹識於民商事習慣編纂室」と日付が空欄になっている。また李圻の論考を多く掲載した「法律評論」に

において、李忻「司法制度之二大變遷」(法律評論一五三・一九二六、六)、李忻「考核商事公斷情形報告書」(法律評論一六九、一七二、一七三、一七四・一九二六、九)一〇)が掲載された後ふっとり掲載が途絶えてしまうことからその死去が推定される。生没年については例えば加藤隆「明治末期における清国留学生と明治大学」(明治大学史紀要三・一九八三)において「第2表 山口高商「事件」による明治大学への転入者一覧」が「清国・朝鮮・台湾留学生法科・政科・商科・学籍簿(明治43年9月起)」なる史料を典拠に作成されており、留学生の当時の年齢が記載されているが、こうした学籍簿については現在個人情報保護の観点から非公開としている旨、明治大学史資料センターより御回答頂いた。従って現状ではこれ以上の調査は残念ながら不可能である。なお李忻の作品や関連文献の発表時期が一九二〇年代に集中しているため、本稿では発表年月日まで表記することとした。

- (3) 程燎原「中国法理学的的发现——中国法理学史在近代的创建」(法制与社会发展二〇〇九年第三期)、程波「中国近代法理学」(商务印书馆・二〇一二)、高燕「近代中国法理学的的成长——学科、流派和体系」(法律出版社・二〇一五)等が陸續と発表されている。
- (4) 李忻「商法之沿革及其系統」(法學會雜誌四、五、八・一九二二、一、一、三、一、九、一)、李忻(譯)「票據法統一案譯文一九零八年海牙會議提出」(法學會雜誌六・一九二二、五、一)、李忻「商法專攻劄記」(法學會雜誌七、八・一九二二、七、一、八、一)、李忻「商法上之商事問題」(法學會雜誌七・一九二二、七、一)、李忻「調查票據法習慣設問」(銀行週報社編「票據法研究」(銀行週報社・一九二二、八)上卷所収)、李忻「三大票據法系之構成及其特質」(法學會雜誌九・一九二二、一、一、一)、李忻「商事審判獨立之希望」(法律評論二四・一九二二、二)、李忻「對於票據法草案之意見」(法律評論二二五・一九二五、一)がある。
- (5) 上海圖書館所藏・請求記号 Z89070。なおこの上海圖書館所蔵本の表紙には「國立貴州大學移贈」の押印がある。
- (6) 張一鵬(雲博)(Chang I-peng)(Yun-po)江蘇省呉縣人。一八七三年生。辯護士、前清舉人。張一塵の弟。日本法政大學速成科卒業、前清時代天津高等審判廳豫審推事、法部主事、京師地方檢察廳檢察長、雲南高等審判廳檢察長等に歴任し民國成立後江蘇司法籌備處長、北京平政院評事等を経て一九一七年任江西財政廳長。一九一八年任北京司法次長。一九二一年官界を退きて蘇州に歸る。一九二七年國民革命軍蘇州に入るに及び任呉縣長。一九二八年辭任辯護士として地方に重きを成す。(外務省情報部「現代中華民國滿洲帝國人名鑑」(東亞同文會・一九三七)三二六頁)。
- (7) 穂積陳重著・張一鵬譯「法典論」は「東京」法政雜誌一、一、一、一、一三、一、一五・一九〇六、三、一四、一九〇六、七、一四の後さらに北洋法政學報三、一八、二〇、二五、二八、三七・一九〇七、一〇、一九〇七、九に連載されている。
- (8) 例えば張一鵬訳に「社會爲進動的有機體法典爲靜止的無機物社會雖日日變遷進化法典之編纂一或則法律之形體固結而不能應社會之需要：」(東京)法政雜誌一、二、一頁)とある箇所は「法形論」では「社會爲進動的之有機體、而法典乃靜止的之無機物、社會日日變遷進化、法典一度編成、則法律之形體、遂以固結、不足以應其變：」(二八頁、傍線は異同箇所)となっており、また

張一鵬訳に「法律隨社會之進歩日趨於複雜原始社會民俗淳樸人事未繁劇數政會令已足制御人民：」（東京）法政雜誌一―五、三三―三四頁）とある箇所は「法形論」では「法律隨社會之進歩、日趨於複雜。原始社會、民俗淳樸、人事未臻繁劇、數條之政令、足以制御人民：」（三四頁、傍線は異同箇所）となっている。

(9) 「述而不作」は「論語」述而第七に登場する語句。「私は、〔古典・古制・古道を〕祖述しはするが創作はしない。〔加地伸行訳注〕論語」（講談社・二〇〇四）一四三頁）の意。

(10) 詳細は拙著『近代中華民国法制の構築』（九州大学出版会・二〇一八）二八頁以下参照。なお拙著に至る研究の導きの糸となった先行研究に五十川直行『中華民国民法典の比較法的研究』日本民法典との関係を中心に（科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書・一九九八）があることを特記しておく。

(11) 上海図書館所蔵・請求記号370252。なおこの上海図書館所蔵本の表紙にも「國立貴州大學移贈」の押印がある。

(12) 日本における「法理学」の名称を巡る用語の変遷・関連する議論等については酒匂一郎『法哲学講義』（成文堂・二〇一九）一―五頁参照。また中国における議論は程燎原「中国近代法理学、法律哲学」名詞考述（現代法学三〇―二・二〇〇八）を参照。

(13) 土田杏村（土田麦僊の弟）については上木敏郎『土田杏村と自由大學運動』（誠文堂新光社・一九八二）、上木敏郎編著『土田杏村とその時代』（新穂村教育委員会・一九九二）、山口和宏『土田杏村の近代』（ベリかん社・二〇〇四）、清水真木『忘れられた哲学者 土田杏村と文化への問い』（中公新書二二二・二〇一三）、川合大輔『土田杏村の思想と人文科学』（晃洋書房・二〇一六）等多くの研究が重ねられているが、今日法学の方面から彼に光を当てる研究は殆ど見受けられない。

(14) 以上につき上木敏郎『土田杏村と恒藤恭』（信州白樺二九・一九七八）参照。恒藤恭については関久安義『恒藤恭とその時代』（日本エディタースクール出版部・二〇〇二）、竹下賢・角田猛之編『恒藤恭の学問風景——その法思想の全体像』（法律文化社・一九九九）を参照。

(15) Emil Laskについては八木鐵男「新カント學派、特にラスク及びケルゼンと自然法論（一）（二・完）」（同志社法学七、八・一九五二）、植松秀雄「法学方法論の一考察——E・ラスクの目的論的概念構成を中心に」（法学論叢七八―五・一九六六）、吉野一「経験的文化哲学としての法学——エミール・ラスクの法学方法論」（法哲学研究一九六九・一九七〇）、陶久利彦「エミール・ラスクの法哲学的方法論（一）（二・完）」（法学（東北大学）四九―四、五二―六・一九八五、一九八九）、陶久利彦「エミール・ラスクの法哲学」（法哲学年報一九八九・一九九〇）、赤間聡「新カント派西南学派法哲学研究Ⅱ——エミール・ラスクにおける「法現実」（青山社会科学紀要二四―一・一九九五）等参照。

(16) 米田庄太郎については小笠原眞「米田庄太郎の社会学体系について」（龍谷大学社会学部紀要一一・一九九七）、奈良県教育委

員会編『平成十年度テーマ展 米田庄太郎——人と思想』(奈良県教育委員会・一九九八)、中久郎編『米田庄太郎の社会学』(いなほ書房・一九九八)、中久郎『米田庄太郎 新総合社会学の先駆者』(東信堂・二〇〇二)を参照。

(17) それぞれ Rudolf Stammler, *Theorie der Rechtswissenschaft*, Halle a.S.: Buchhandlung des Waisenhauses, 1911 及び Rudolf Stammler, *Die Lehre von dem richtigen Rechte*, Berlin: J. Guttenberg, 1902 を指すものと思われる。

(18) 穂積重遠『法理学大綱』はその「第四章 哲学派ノ法理学」の「第三節 社會哲学派」において Stammler の所説に説き及び、例えば「彼ハ人ノ意識ニ認知 (Wahrnehmen) ト意欲 (Wollen) トアリトシ、法律觀念ハ認知ニアラズシテ意欲ノ一種ナリトス。意欲ニ「無手段意欲」(Wollen ohne Mittel) ト「期成意欲」(das wirkende Wollen) トアリ。前者ハ希望 (Wünschen) ニシテ倫理ハ之ニ屬シ、後者ハ即チ法律ナリ。意欲ニハ又「單意欲」(das einfache Wollen) ト「複意欲」(das mehrfache Wollen) トアリ。後者ヲ分チテ「個別意欲」(das getrennte Wollen) 『結合意欲』(das verbindende Wollen) トナス。」(五五—五六頁) とするが、「思達木葉法律學說大綱」にはこれを中国語訳したかのよくな箇所、「…所知覺 (Wahrnehmen) 者、非法律；法律乃屬諸内部意識中之意欲・(Wollen) 意欲得分爲「無手段意欲」(Wollens ohne Mittel) 與「期成意欲」(Wirkende Wollen) 二種・前者、希望也、而道德屬之；後者爲法律・意欲、又分「單意欲」(das einfache Wollen) 與「複意欲」二種、而複意欲又分「個別意欲」(das getrennte Wollen) 與「結合意欲」(das verbindende Wollen) 二類…」(七—八頁) が存在する。

(19) なお同書は後にシユタムラー(和田小次郎譯)『法及び法学の本質』(日本評論社・一九四二)としても翻訳されている。

(20) 現在明治大学図書館に所蔵される Stammler の著書は『Systematische Rechtswissenschaft (2. Aufl)』が生田保存書庫(請求記号 321/166/DZ) 昭和二七年二月一〇日(受入印)・同書庫(請求記号 321/218/HZ) 昭和三七年二月一〇日(寄贈日)・中央書庫(請求記号 321/166/B/D) 昭和二九年三月一八日(受入印)の三点『Theorie der Rechtswissenschaft』が生田保存書庫(請求記号 321/211/B/HZ) 昭和一三年六月一五日(図書原簿・受入印)・同書庫(請求記号 L11M1/321-178/DZ) 昭和二七年二月一〇日(受入印)の二点『Die Lehre von dem richtigen Rechte』が生田保存書庫(請求記号 L11L6/321-20/DZ) 昭和二七年一月二二日(受入印)と全て李忻の留学後に受け入れられたものである(以上、明治大学図書館より御教示頂いた。明記して感謝したい)。ただ明治大学図書館は関東大震災の際に深刻な被害を受けており、それ以前に Stammler の著作を所蔵していたかどうかはよく分からない。

(21) 例えば恒藤恭『批判的法哲学の研究』(内外出版・一九二二)二〇四—二〇五頁の「あらゆる可能な目的及び手段の内容を統一的に規正すべき、無制約的に妥當する方法の思想」(der Gedanke eines unbedingt gültigen Verfahrens, den Inhalt aller jemals möglichen Zwecke und Mittel einheitlich zu richten) を「法律學の理論におこつ吾々は法の理念 (die Idee des Rechts) と名づける。」と『思達木葉法律學說大綱』一〇—一頁の「法律理念、不外乎「思念綜合一切可能之目的及手段・使其内容統一規定、毫無制約之妥當方法」(der Gedanke eines unbedingt gültigen Verfahrens, den Inhalt aller jemals möglichen Zwecke

- und Missel emhieslich zu richten) 耳。」(ドイツ語の綴りの誤りは全て原典ママ)とある箇所、また「批判的法律哲學の研究」二〇九頁の「自由意欲の理念 (die Idee des freien Willens) は、吾々の意識の規正及び指導における、無制約的に齊一的方法を表はすのみである。」と「思達木藥法律學說大綱」一頁の「故自由意欲之理念 (die Idee des freien Willens)」、特爲規正指導吾人之意識、使之無限制的齊一」とある箇所を抄訳と見るか、偶然の一致と見るか、難しいところであるが、このようなごく断片的な抄訳とも取れる箇所は他にも存在する。
- (22) 森戸辰男「クロボトキンの社會思想の研究」(經濟學研究(東京帝國大學經濟學部經濟學研究会) 一一・一九二〇・一)が新聞紙法違反として起訴された事件。当時の知識人たちの反応の一端として「前帝大助教森戸辰男氏クロボトキン思想研究筆禍事件批判」(新小説二五―二・一九二〇・一)等参照。同事件を扱う文献に中村勝範「森戸辰男事件序論」(教養論叢(慶應義塾大学) 九三・一九九三)、中村勝範「森戸辰男事件と黎明期学生運動」(教養論叢(慶應義塾大学) 九五・一九九四)、中村勝範「森戸事件と吉野作造の「クロボトキン論」」(法学研究(慶應義塾大学) 六七―八・一九九四)がある。
- (23) Кропоткин については当時平出修「クロボトキン著 法律と強權を評す」(太陽一七―六・一九一)といった邦文文献もあったが、日本古代史まで引き合いに出して Кропоткин の所論を否定することに全力を傾けた文献であり、李忻の参考になったとは考えにくい。
- (24) 上海図書館所蔵。請求記号 291.992。
- (25) 実際に附録部分は穂積重遠『法理學大綱』八九―九一頁の一覽表の引用である。
- (26) なおこの割注は穂積重遠『法理學大綱(講義案)』(刊行者不明・刊年不明)の当該箇所には書かれていない。講義案のほうを見て翻訳したのかも知れないが、であれば「附録部分」の元となった文献一覽に『法理學大綱(講義案)』に「1916. Pound, Sociological Jurisprudence.」とあるものも翻訳されてよやうなものであるが、これは『法理學大綱』に従ってか提示されていない。『法理學大綱(講義案)』は奥付を欠くため両書の前後関係は不明であるが、『法理學大綱』が刊行後続々と版を重ねていることから考えて、講義案のほうが先行するものと見るのが通常の判断であろうか。両書は細かな表記や内容につき加筆・削除があり、より慎重なテキスト批判を必要とする。
- (27) 穂積重遠『法律進化論』(岩波書店・一九二四・七)二二八―二二九頁。なお穂積重遠とこの問題に関する近年の研究に小沢奈々『大正期日本法学とスイス法』(慶應義塾大学出版会・二〇一五)がある。
- (28) 志田鉦太郎については志田俊郎『日本商法・保険学のバイオニア 志田鉦太郎の生涯』(文芸社・二〇一五)、また拙著『近代中華民国法制の構築』(九州大学出版会・二〇一八)第八章を参照。

- (29) 李斯が在籍したと思しき時期に刊行された明治大学法科特別講義録のうち、大正六年度分は商法総論を須賀喜三郎、会社法を松波仁一郎、商行為法を三橋久美、保険法を志田御太郎、手形法を水口吉藏、海商法を松波仁一郎が担当、大正七年度については商行為法と保険法の担当が交代しているが、残された講義録から実際には両方とも志田が担当したようである。以上につき「新年度法科特別講義録發行」(明治大學學報七・一九一七)、「新年度法科特別講義録發行」(明治大學學報一九・一九一八)参照。
- (30) 当時志田は「社會連帯に就きて」(法学協會雜誌三七七八、一〇・一九一九)を発表しており、森口は社會連帯説の紹介に織田萬「社會連帯論」(京都法學會雜誌二一〇・一九〇七)とともに志田の同論考を引用している(二五六頁)。
- (31) 水口吉藏については帝國法曹大觀編纂會「御大禮記念 帝國法曹大觀」(改訂第三版)(帝國法曹大觀編纂會・一九二九)五三頁 Rudolf Hartmann, *Japanische Studenten an deutschen Universitäten und Hochschulen, 1868-1914*, Mori-Ōgai-Gedenksätze, 2005, S. 113 参照。それらに拠れば水口は明治九(一八七六)年静岡県生、同三年に明治法律学校を卒業、司法官試補となり、各地区裁判所・司法裁判所にて判事を歴任、同四年よりドイツ(Bonn大学、Göttingen大学、Heidelberg大学、Tübingen大学(聴講生)へ留学、同四四(一九一)年 Heidelberg 大学より論文 *Das internationale Privatrecht der Wechselordnung und des Scheingesetzes, verglichen mit Bürgerlichem Gesetzbuch und Japanischem Recht*, Heidenberg: K. Rößler, 1911 により法学博士号を授与され、大正六年には東京控訴院判事、同一三年には大審院判事となっている。その他、萬田佐久良「法曹界の誰彼(七)控訴院判事水口吉藏」(中央法律新報三一三・一九二三)参照。
- (32) 牧野に関する先行研究、関連資料等の状況を整理したものととして小澤隆司・出口雄一「牧野英一」(伊藤隆・季武嘉也編『近現代日人物史料情報辞典』(吉川弘文館・二〇〇四)三六四～三六五頁)参照。なお牧野は Sammler についての追悼記事、牧野英一「スタムラー教授についての想い出」(法律時報一〇九・一九三八)を書いている。
- (33) 穂積重遠の「法律トハ社會生活ノ規範ガ社會力殊ニ公權力ニ依リテ強行セラル、モノヲ云フ」(『法理學大綱』一三一頁)を翻訳したものである。
- (34) 程燎原「中国近代、法理学、法律哲学、名詞考述」(現代法学三〇一二・二〇〇八)に拠れば、部分的な翻訳として穂積重遠・羅瑤譯「法理學大綱」(法政學報五一／二・一九二六)があるとのことである(一四七頁)。
- (35) 李達については宋鏡明『李達传记』(湖北人民出版社・一九八六)をはじめ膨大な中国語文献があるが大半はマルクス主義との関連を扱うものであり本稿とは関心を異にするため割愛する。邦語で李達に言及するものに木下英司「李達社会学とマルクス主義」(社会思想史研究二二・一九八九)がある。
- (36) 山田三良については山田三良『回顧録』(山田三良先生米寿祝贺会・一九五七)参照。史料情况等について浅野豊美「山田三良」(伊藤隆・季武嘉也編『近現代日人物史料情報辞典2』(吉川弘文館・二〇〇五)所収)参照。

- (37) 利谷信義「穂積重遠」(潮見俊隆・利谷信義編『日本の法学者』(日本評論社・一九七五)所収) 三三―三三四頁。重遠の学問については大村敦志「穂積重遠」(ミネルヴァ書房・二〇一三)も参照。
- (38) 「呉経熊(德生) Wu Ching-hsiung (Te-sheng) 浙江省鄞縣人。一八九八年生。辯護士、上海東呉大學法學院院長兼教授、上海共同租界工部局顧問。一九二〇年上海東呉大學法學院卒業後米國に留學し一九二二年ミシガン大學より法學博士を授けられ次で佛國巴里大學、獨逸柏林大學、米國ハーヴァード大學に學ぶ。一九二四年歸國し上海東呉大學法學院教授となり一九二七年任同院長。同年任上海共同租界臨時法院民事部判事。一九二八年任國民政府司法部編訂法典審查委員會委員。同年任上海共同租界臨時法院刑事部部長。一九二九年兼任臨時法院長代理。同年米國シカゴ市ノース・ウエスタン大學及ハーヴァード大學法學部の招聘を受けて渡米。一九三〇年歸國し任現職。一九三五年任第五期候補中央執行委員。著書『Essays and Judicial Studies, etc.』(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會・一九三七)一四五頁)。呉経熊については孙伟『吳経熊と近代中国法制』(中国法制出版社・二〇一〇)、また吴経熊『法律哲学研究』(清华大学出版社・二〇〇五)も参照。邦文で彼と中国法の問題を扱った研究に中村元哉「国民党「党治」下の憲法制定活動——張知本と呉経熊の自由・權利論」(中央大学人文科学研究書編『中華民国の模索と苦境 1928-1949』(中央大学出版部・二〇一〇)所収)があり、論考の翻訳に鈴木敬夫「呉経熊(John C. H. Wu)の自然法論」(北海学園大学法学研究一五―二・一九七九)がある。
- (39) 張季忻については一九二七年六月に東呉大學法律學院を卒業(『東呉法學院第十屆畢業禮紀』(申報一九二七年六月七日七面))、その後律師として活動したのか申報に律師張季忻名義での広告がある(申報一九二九年六月一日二面)。また編著に『法学通論概要』(世界書局・一九二九・四)、『刑法總則概要』(世界書局・一九二九・四)、『刑法分則概要』(世界書局・一九二九・四)があり、論文に「十八年立法事業之回顧」(法学季刊四一三・一九三〇・一)がある。なお同雜誌同号の「本刊職員」欄には「編集部 東呉法學季刊編輯委員會 編輯主任 張季忻先生」とあり、卒業後も東呉大學と関係する業務をこなしていたようである。
- (40) 後に臺灣商務印書館より再刊行(人人文庫五一八、臺一版・一九六七、臺二版・一九七一)されている。それに拠れば、譯者序に続けて原本作者概略と題する解説が置かれているが、この解説自体 Rudolf Stammler, *Fundamental tendencies in modern jurisprudence*, in: *Michigan Law Review*, vol.21, no.6/7, 1923 の冒頭の脚注を翻訳したものである。また編著に『法学通論』(世界書局・一九二九・四)、『刑法總則概要』(世界書局・一九二九・四)、『刑法分則概要』(世界書局・一九二九・四)がある。記述を見る限りその影響は殆ど感じられない。なお同論文のドイツ語原典は Rudolf Stammler, *Die Grundsätzlichen Richtungen der neueren Jurisprudenz*, in: Rudolf Stammler, *Rechtsphilosophische Abhandlungen und Vorträge*, Bd. 2, 1914-1924, Charlottenburg: Pan Verlag Rolf Heise, 1925 である。なお上記 *Michigan Law Review* の一〇前の巻に John C. H. Wu (呉経熊), *The juristic philosophy of Justice Holmes*, *Michigan Law Review*, vol.21, no.5, 1923 が掲載されている。